

平成30年 第2回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成30年2月1日(木)  
開会 午前9時30分 閉会 午後0時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 総括指導主事 松本明彦  
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治  
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫  
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 欠席委員 田村浩章
- 6 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 7 議 事
- (1) 議案第5号 平成30年度「指導の重点」について
  - (2) 議案第6号 平成30年度全国学力・学習状況調査の実施について
  - (3) 議案第7号 京丹後市奨学金条例の一部改正について
  - (4) 議案第8号 京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について
  - (5) 議案第9号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
  - (6) 議案第10号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
  - (7) 議案第11号 京丹後市立資料館条例の一部改正について
  - (8) 議案第12号 京丹後市立資料館条例施行規則の一部改正について
  - (9) 議案第13号 京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について
  - (10) 議案第14号 京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について
  - (11) 議案第15号 京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について
  - (12) 議案第16号 京丹後市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の廃止について
  - (13) 議案第17号 「赤ちゃんもいっしょ ひなまつりコンサート」の開催に係る共催について
- 8 その他
- (1) 諸報告
    - ① 「共催」・「後援」に係る1月期承認について
  - (2) 各課報告
    - <学校教育課・子ども未来課>

- ① 2月学校行事予定について
- ② 2月幼稚園保育所行事予定について

9 会 議 録 別添のとおり (全43頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成30年3月28日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 安 達 京 子

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫

文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〔欠 席 者〕 田村浩章

#### 〈吉岡教育長〉

ただ今から平成30年 第2回京丹後市教育委員会定例会を開催致します。

本日は田村委員が欠席です。

先週は大雪となり、学校も自宅待機となりました。2月が始まったところですので、今後も降雪が考えられます。大きな被害が出るような大雪がないことを願っています。また、インフルエンザが流行し、多くの学校で学級閉鎖等があります。少し治まっては来ているようですが、皆さんも体調管理等は気を付けていただければと思います。

1月25日、26日の2日間に小中一貫教育全国サミットが京都市であり、本市からは協議会の委員、指導主事、コーディネーター等が参加しました。1日目は小中学校の授業公開、2日目は分科会で実践発表等、全体会では京都市の取組紹介、パネルディスカッション等がありましたが、残念ながら、私は2日目に都市教育長協議会が八幡市であったため、1日目のみの参加でした。参加者は、京都市は小中一貫教育を先進的に進めていますし、分科会では他市町村の様々な取組も聞くことができたと思います。今後の本市の取組を進めていくうえで、有意義な研修であったと思います。

現在、来年度予算編成の最終局面になっていますが、従来から財政状況が厳しいことに加えて、去年の台風の災害復旧に多くの財源が必要なことから、査定が大変厳しい状況となっています。教育分野も例外でなく、多くの要求で減額査定となっており、特に社会教育分野では従来実施していた事業の見直しもせざるを得ない状況となっています。そのような中であっても、まちづくりの基本である人づくりに伴う教育予算は大変重要であると考えており、できるだけ努力をしているところではありますが、去年の総合

教育会議で出ていた学校のICT化については、何とか予算は一定の確保ができるのではと思っています。

図書館協議会では今後の図書館のあり方についての答申、スポーツ推進審議会では第2次スポーツ推進計画案の策定に取り組んでおり、どちらも最終の詰め段階に来ています。間もなく出来上がってくると思いますので、教育委員会にお示しすることになりますが、どちらも市にとって大きな施策を伴うものだと思っています。特にスポーツ推進計画は教育委員会が策定するものであり、改めて審議をいただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、「平成30年度「指導の重点」について」をはじめ13議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願ひ致します。

<吉岡教育長>

それでは、平成30年第1回教育委員会（1月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

#### 【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。ご質問等ありましたらお願ひします。

<野木委員>

1月25日、26日に小中一貫教育全国サミットがあつて、その次の日に京都府の都市教育長協議会というスケジュールが組まれているのですが、全国規模の大会が2日間にわたって行われるという中で、同じ日に別の教育長会議も行われるということは、よくあることなのですか。

<吉岡教育長>

京都府都市教育長協議会は、京都府下の「市」だけの協議会なのですが、京都市は政令都市なので関係ないです。京都府下の市の中で小中一貫教育全国サミットの加盟団体は京丹後市だけです。他の市は加盟していないので、私だけがだぶっているような形です。どちらも半年ぐらい前から決まっていることなので、もう変更はできないというこ

とで、そういう日程で行ったということです。

〈野木委員〉

わかりました。

〈吉岡教育長〉

他にございませんか。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。  
安達委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第5号「平成30年度「指導の重点」について」を議題とします。  
事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第5号「平成30年度「指導の重点」について」説明をさせていただきます。

平成30年度指導の重点は、京丹後市教育振興計画に基づき、学校教育では10年間を見通した小中一貫教育を推進し、社会教育では生涯にわたり主体的に学ぶことのできる環境づくりを推進し、本市の将来像「ひと、みず、市民総参加で飛躍するまち」の実現に向けて、心豊かにたくましく幸福な未来を切り開く力と、ふるさとへの愛着と誇りを持ち新しい価値を創りだす力を目指す指針として策定するものです。

詳細については、松本総括指導主事、吉田社会教育課長より説明させていただきます。

〈松本総括指導主事〉

私の方から、来年度の学校教育指導の重点について、資料1の改正点比較対照表をもとに、改正のポイント等についてお話をさせていただきますので、資料1をご覧くださいけたらと思います。字が小さいので恐縮ですが、よろしくお願い致します。

まず初めに、来年度の学校教育指導の重点の改正のポイントは3点ありまして、1点は、新学習指導要領が来年度から小中学校において移行期に入っていくということですので、その新学習指導要領に対応した文言修正等に大きく変更している点が1点です。

2点目としましては、幼稚園教育要領や認定こども園の教育・保育要領、保育所保育指針等も、新学習指導要領にそって来年度から完全実施となりますので、そうしたことを踏まえた点と、それから本市で認定こども園が来年度から5園設置されるというようなどころも踏まえた改正のポイントが2点目です。

3点目は、本市が進めています小中一貫教育の本年度までの成果・課題を踏まえまして、来年度の方向性として示したものという点での改正がポイントとなっています。

その3点をポイントに説明をさせていただこうと思います。

1ページの「はじめに」をご覧ください。あとでも説明させていただきますが、こども園等の来年度からの教育要領、保育指針等の完全実施ということと、来年度の5園の認定こども園の設置ということ踏まえて文言の修正をさせていただいています。従いまして、来年度は保育所、認定こども園、幼稚園と混在しますもので、そういうものの表記はまとめて「園」という形にして、園から小中への接続というようなどころを強調した文言修正を図っています。

3ページをご覧ください。「視点 10年間を見通した小中一貫教育の推進」におきましては、大きな変更点等はありません。ただ、これまで小中学校で土曜活用ということで、年間5回程度というようなどころで活用を進めていく方向性を持っていましたが、府の情勢や府内の市町村の状況、それから国の働き方改革の状況等を踏まえますと、教職員の負担増となっていることもありまして、京丹後市としても来年度の土曜活用については縮小の方向を考えていますので、そうした点を文言修正として入れておりますので、あまり強調したところにはなっていない文言の修正を図っています。

5ページの上の段の(7)です、新たに、学校と地域との連携推進に係る協議会が立ち上がっていますので、そうした協議会のあり方についても研究を進めるということで、コミュニティースクール化も視野に入れた方向性を考えて、来年度の強調点として上げさせていただいています。

次に、6ページの「就学前の子どもの教育・環境の充実」につきましてご説明させていただきます。先ほども言いましたが、幼稚園教育要領等が来年度完全実施となりますが、その主たる狙いは、小中学校の新学習指導要領にどうつないでいくかという視点が大変重視されています。すなわち、目指すべき資質能力という部分が、幼から小中へと共通化されていまして、そのために幼児期の終わりまでにどんな力を付けていかなければならないか、その力を付けてどう小中学校へ円滑に接続していくかとうところが求められている保育指針や幼稚園教育要領となっています。そうしたあたりを、就学前全般の教育から、認定こども園における教育、幼稚園教育、保育所における教育というところ

ろに、丁寧に入れさせていただいているということが改正のポイントとなっています。どの教育におきましても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に基づき」、という文言が入っていますが、そうしたあたりを視野に入れて、どう小学校へ円滑につなぐかということを重点としているところが特徴だというふうに思っています。見ていただいたらわかりますように、新しい保育指針であったり、幼稚園教育要領や認定こども園の教育・保育要領は、大変近いものになってきていまして、読み比べていただきますと、保育・教育の違いはあるものの、内容的には近くなっていますので、そうしたあたりが丁寧に、認定こども園における教育、幼稚園教育、保育所における教育の中に入れさせていただいているということで、見比べていただきましたら内容的にほとんどの重なりを持っているということがわかっていただけるのではないかと思っています。

次に重点2「確かな学力と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の推進」です。9ページからですが、ここにつきましても、特に学習指導におきましては新学習指導要領との関わりが強いので、新学習指導要領の文言に合わせた形の修正をおおむねさせていただいているということが中心になっています。

そのうえで、11ページの下の方にあります、(9)「家庭学習の充実と生活習慣の改善について家庭・地域と連携した取組を進め、児童生徒の学習意欲を高め、自主的、自発的に取り組む学習習慣を確立させる。」というところを新たに強調しています。これは先ほど言いましたように、小中一貫教育の本年度までの成果・課題を踏まえすと、新たな課題として、家庭学習の充実というところを学園単位で図っていくことがあげられていますので、そうしたあたりを強調点としてここへあげて、教職員、管理職の先生方に、よりそこを意識していただいた学園の取組を進めていただくようにということで強調をさせていただいています。

次に重点3「子どもを健やかにはぐくむ教育環境の充実」です。14ページ、15ページの特別支援教育のところを見ていただけたらと思います。とりわけ(3)です。これまでからも強調していましたが、文科省から出ました教育支援体制、ガイドラインにそって、ガイドラインというのは特に発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する支援が中心になっていますので、そこにおきましては「個別の指導計画、個別の教育支援計画に基づく支援」というところが強調されています。そうした部分を丁寧に、ガイドラインにそって文言修正をさせていただいているところです。

次に重点4「豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進」です。生徒指導につきましては16ページ、17ページです。以前からもお伝えしていますように、小中一貫教育の取組も含めて、小中学校での児童生徒の状況は大変落ち着いてきており、問題事象等もおおむね少ない件数で推移しているという近年の状況となっていますので、そうした状況を踏まえて、来年度はより積極的な生徒指導ということで、普段の授業の中で生徒指導の機能を生かした授業をしていくことで、子どもたちに自己肯定感や自己有用感を高めていくということが重要であるというところを踏まえた変更点を入れさせていた

だいています。

また、近年の問題事象の大変多くを占めている、ネットを使った問題事象の多発というようなところもありますので、ネットいじめの発生防止を視点とした、より積極的な指導を行う必要があるということで、そうした文言を強調させていただいています。

次に17ページの下、道徳教育につきましては、新学習指導要領の移行期には入るわけですが、特別の教科道徳は来年度からの実施ということで、教科書を踏まえた完全実施となりますので、そうした点を踏まえまして、新学習指導要領に対応した文言修正を大幅に行っています。そして、19ページの中段にありますように、新たに教科となりますので、評価についても丁寧に強調した形でここへ入れさせていただいているところがポイントとなります。道徳につきましては、これまでと同様の取組をするだけではなくて、他者の考え方や議論に触れるような学習形態をとる中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、また、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうかという点をポイントとして評価をしていくこととしています。大きく変更する点ですので、強調して教職員に伝えていきたいというふうに考えているところです。

最後、重点6「歴史文化を活用し、郷土への愛着と誇りをはぐくむ教育の推進」です。丹後学についてです。これまで同様、総合的な学習の時間を使って行います丹後学については、各学年20時間を充てて実践していくこととなりますが、その総合的な学習の時間は、来年度から本市は、外国語活動を中学年に、外国語を高学年に、完全実施していきますので、そうした授業時数を、総合的な学習の時間から15時間減じて行うことにしていますので、総合的な学習の時間は移行期の2年間は15時間減るわけですが、その中でも丹後学については20時間維持しながら学習を進めていくというところをここに強調して書いているということになっています。

その他、いくつか変更点等がありますが、主たる3点のポイントにそった変更点について、私の方から説明をさせていただきました。以上です。

<吉田社会教育課長>

社会教育課からは、社会教育指導の重点につきまして簡単に説明させていただきます。

資料2をご覧ください。社会教育指導の重点ということで、右側が平成30年度になっています。二重線で消したところと、下線につきましては、新たに加えたところということになります。若干文言の修正をさせていただいています。

大きく変わったところとしましては、現在、スポーツ推進計画の見直しをしまして、それに伴い、スポーツ推進計画との整合性を図るため、スポーツに関する部分を大きく修正をしています。

3ページをご覧ください。「はじめに」というところで、前段の目的の部分ですが、第



2次京丹後市総合計画、基本計画との整合性を図るために、「市民と地域がキラリと光り輝くまち」の実現に向けて、郷土に誇りをもち、夢と希望をもって未来に飛躍する人間性にあふれた人づくりを進めることを目的とする。ということで、総合計画との文言の整合性を図っています。

4ページをご覧ください。行政組織の見直しにより、社会教育課から生涯学習課に名称変更し、新たに設置するスポーツ推進室では、第2次京丹後市スポーツ推進計画に掲げた施策を柱に、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興を推進することとしています。

次に、「生涯学習社会の実現」ということで、生涯学習推進体制の整備について書いています。市民が創造性あふれる豊かな生活を送るために、誰もがあらゆる機会や場所で必要なことを自分に適した手法で学ぶことができる学習環境の整備、充実に努める。としています。

5ページには、2番、「現代的課題に関する学習活動の推進」ということで、生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、さまざまな現代的課題に関し、市民同士が学び合い、教え合う相互学習等が活発に行われる環境を醸成するなど、学習機会の提供に努める。としています。

6ページには、3番、「地域を創る公民館活動の推進」を掲げています。公民館の再編後、課題となっています中央公民館の運営体制の整備については、早急に取り組む必要があると考えていまして、そのため、現在社会教育委員会議等で検討を進めているところです。公民館は、社会教育の実践活動を進める拠点として、地域活動をリードし、地域を繋げていくコーディネーターの役割を担っており、その機能を十分に発揮できるよう積極的に支援する。としています。

次に、4番、「生涯学習を進める図書館活動の推進」です。図書館活動については、京丹後市子どもの読書活動推進計画第二次推進計画に基づき、学校園と連携しながら、子どもの読書活動を推進する。としていまして、図書館は生涯学習の拠点として、市民の図書館利用を促進し、幅広い情報の収集と提供を進めるとともに、機能の充実に努める。としています。

なお、図書館につきましては、施設の老朽化などの課題もありまして、今後の図書館のあり方について、図書館協議会に諮問をしています。今年度中には、答申をいただく予定になっています。

次に、7ページの5番、「社会教育施設及び設備の充実」では、公民館や図書館等の社会教育施設について、市民のニーズにあった設備・機能の充実に努めるとともに、各施設の特性を生かした有効な活用と利用の促進を図る。としています。

次に、「人権教育の推進」についてです。1番として、「人権教育及び啓発活動を進める体制の充実」ということで、人権問題は、国民的な重要課題であることを踏まえ、あらゆる人権問題の解決や一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら、人権に関する正しい理解

と認識を高める活動を推進する。としています。

2番、「人権に関する学習の充実」では、人権が尊重される社会の実現に向けて、社会教育が果たすべき役割を認識し、人権に関する学習機会や効果的な手法の提供に努める。としています。

続きまして、「家庭・地域社会の教育力の向上」ということで、1番、「子どもの成長を支える家庭教育の振興」というところでは、次代を担う子どもが「生きる力」を身に付け、心豊かに成長するため、すべての教育の出発点である家庭教育を支援し、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、子どもの発達段階に即した効果的な学習機会の提供に努めることによって、家庭の教育力を高め、家庭教育の総合的な振興を図る。としています。

家庭教育は社会教育における重要な課題として位置づけていまして、引き続き効果的な学習機会の提供に努めていきたいと思っています。特に、現在進めております、家庭教育支援チームの活動を中心として、子育ての不安や悩みを抱えている親に対して、きめ細かい学習を進めていき、あわせて交流の機会を創出させていきたいと考えています。

2番、「青少年の育成と地域活動の推進」につきましても、学校教育との連携を強化するとともに、社会の構成員としての自覚を育てるため、青少年の社会参加を促し、地域における活動を推進する。としています。

10ページの3番です。「地域の教育力を高める成人教育の充実」では、市民生活の向上と地域活動への積極的な参画を促進するため、市民の生活課題、地域課題に即した学習活動を推進する。としています。

次に、「文化・芸術の振興」で、1番、「地域文化活動の促進」では、市民が生きがいのある生活を送ることができるよう地域の生活文化を育て、ゆとりと潤いのある地域づくりを促進する。としています。

11ページ、2番、「芸術鑑賞の機会及び情報の提供」では、市民の豊かな心を育むため、優れた文化芸術に親しむ機会を充実するとともに伝統文化活動の推進を図る。としています。

次に、「文化財の保護と活用」です。郷土の歴史・文化財を後世に伝えるため、歴史や文化財を学習する機会を充実させ、文化財の保全や史跡整備を図り、資料館施設の整備充実により郷土への愛着と誇りを育む。としています。

12ページから「生涯スポーツの推進」ということで、昨年度の28年度は市民アンケートを取りまして、今年度は京丹後市スポーツ推進計画の見直しをしているところです。そのスポーツ推進計画を平成30年度から39年度の10年計画ということで、今年度中に策定する予定ですが、その整合性を図るために、1番の、「ライフステージに応じたスポーツ施策の推進」というところから、大きく4つの柱を重点に進めていきたいと思っています。

1 番では、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、市民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図る。としています。

また、13 ページの2 番では、「スポーツ競技力の向上」ということで、各種スポーツ団体と連携を強化し、競技人口の拡大とジュニア育成とあわせて指導者の養成を進めることによって競技力の向上を図る。としています。

14 ページの3 番では、「スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実」をあげています。市民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、活動の拠点である社会体育施設・設備の整備に努める。としています。

4 番の「スポーツ観光のまちづくり」では、自然豊かな観光資源を活用したジオ・スポーツや2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えたホストタウン及びワールドマスターズゲームズ2021 関西などの国際大会を通じ、国内外からスポーツ選手や観光客を呼び込み、スポーツと観光が融合したスポーツ観光のまちづくりを進めることにより、スポーツによる地域の活性化を図る。としています。

最後15 ページには、「社会教育指導体制の充実」ということで、社会教育を効果的に推進するために、社会教育関係委員及び社会教育関係職員の研修機会の拡充に努め、社会教育指導者の資質の向上を図る。としています。

以上が平成30年度の社会教育指導の重点となっています。これにそって30年度は進めて参りたいと考えています。

<吉岡教育長>

ただ今、議案第5号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<安達委員>

学校教育指導の重点の方ですが、園から小中への連携強化のために、接続カリキュラムやプランなどを開発される予定はありますか。

<松本総括指導主事>

保幼小の接続モデルプランというものを、モデルではありますけれども作成をしまして、これを各学園、各先生方に、既に配布しています。それを踏まえて、各学園の状況を踏まえた学園なりの保幼小接続プランに作り変えていただくというようなところで、今、網野学園や峰山学園など、モデルプランをもとに独自のモデルプランを作って実践されている学園も出てきています。

〈安達委員〉

既にされているのですね。

〈松本総括指導主事〉

はい。極端に言いますと、京丹後市がそうしたものを進めていたところに、国の幼稚園や小学校での学習指導要領でそういうところを強調してくださいよということが起こってきています。京丹後市は既に小中一貫の中でそうした取組を進めていますので、その取組を今後も進めていくことで、十分に対応できるというふうに考えています。

〈安達委員〉

きっとご存知だと思いますが、やはり乳幼児の教育と学校教育は根本的に違うところがあると思うのです。

自覚して学習ということで取組む学校教育で、はっきり成果が出るというものと、幼児教育に関しては、自覚がなくて遊びとか生活の中から自然と身に付いていくものという、根本的な違いがあるのですが、そこの接続についてどういうことを注意してされているのか、少し気になります。学校の先取りであってはならないし、園からの引き続きで同じようなことを学校ですするというのであってもならないと思っています。やはり憧れる学校であってほしいし、かと言ってすごく差があっても困るので、その辺の兼ね合いをどのように考えてしておられるのか、具体的に知らないので教えてください。

〈松本総括指導主事〉

言われるとおりでして、小学校教育の下請けを担うわけでは決してないというふうに捉えていますし、それについては丁寧に、小学校においても幼保の説明をさせていただいています。ただし、新しい学習指導要領の趣旨は、付けたい資質・能力という点では結びついていきたいと思いますということになっています。

付けたい資質・能力の大きな3つの柱がありまして、1つは「知識・技能」、もう1つは「思考力・判断力・表現力」、そして3つめは「学びに向かう力、人間性」です。学びに向かう力、人間性は、幼保の時代から同じように育てていただいたら良いというふうになっていますが、知識・技能を幼保で育てるわけではなくて、知識・技能の基礎を培っていきましょうということになっていますし、2つめの思考力・判断力・表現力等についても、そういう活用する力の基盤を作っていきましょうということなので、当然、幼稚園・保育所で行う教育・保育については、そういった小学校の下請け的ではない、独自の、自覚的な学びではなくて遊びの中で学んでいくというスタイルを継承しつつ、そうした意識を持った学びをさせていこうというところで取組が進んでいますので、決して

下請的なところではないと思っています。

ただ、保幼小モデル接続プランでは、そうはいうものの、年長の後半期からは、やはり小学校を意識して保育・教育を進めていただくことも一定必要であるということで、年長後半からは、小学校を意識したプログラムも各学園で取り組んでいただいて、円滑な接続には繋げていただくという2本立てで、幼稚園・保育所の教育は進めていくものの、接続期についてはそこを意識した取組を進めていただくというのはモデルカリキュラムに示しています。そのモデルカリキュラムにそって各学園では取組を進めていただいていますので、安達委員が言われた点は何とか克服しつつ、取組は進めていただけるものと考えています。

#### <安達委員>

乳幼児期の幼児教育というのは、すべて先生の力にかかっていると思います。先生の人格がそのまま子どもに移っていくというふうに、先生の生活そのものが子どもの生活であります。指導と言うより、先生と過ごすことで得るものがあるかなと思います。

先生がどこまで自覚をしているかで、子どもたちは随分変わってきます。その先生を育てていく、資質を向上していくということが、幼児教育にとっては一番大事な事ではないかと思っているのですが、今のままの研修内容とか、指導する人が不足しているのではないかと私は思っているのですが、今後、幼児教育専門の指導主事を考えているとか、そういうことは全然考えておられませんか。

#### <松本総括指導主事>

人事のことは私は担当ではないのですが、言われているように、小学校においても同様ですが、やはり指導者の力というところが保育・教育についても大きいというふうには考えていますので、先ほど言いました、これまでから行っている、幼稚園やこども園での研修だけではなく、今は学園単位で小学校の先生とともに学ぶ研修でありますとか、幼保を参観して小中学校の先生が学ぶ研修というのも各学園で増えてきていますので、そうした先生方の研修については、言われるとおり今後も高めていく必要があると思っていますし、そういう意味において認定こども園になるということは、研修の意味では保育と教育がともに学び合う機会にはなるというふうにも考えているところです。

#### <吉岡教育長>

幼児教育を中心とした指導主事については、以前からそういうことを検討したいと思っているのですが、なかなか財政的なこともあって今は無理なので、総括指導主事に関わってもらっています。そこは、今後の課題だと意識していますので、また検討していきたいと思っています。

#### <松本総括指導主事>

専門の指導主事ではないですが、確実に幼稚園教育担当指導主事とは位置付けていますので、一昨年でしたか、網野幼稚園で府幼研の研究大会があった際には、その担当指導主事と総括である私の方が、指導助言やそういう研究のところについては一緒に入らせていただいて、研究等を進めさせていただいています。

#### <安達委員>

幼保連携型のこども園が4月からスタートするわけですが、今までと変わらないと説明をされています。確かに変わらないと思っていますが、今まで幼稚園と保育所が同じ施設で過ごすにあたって、長時間と短時間の子どもが同じ先生であったり、夏休みと冬休みがある子とない子とが同じように学ぶのです。その中で先生たちは本当に日々施行錯誤して一生懸命努力をされて今に至っていると思います。

随分良いこともたくさんあります。親の労働条件が変わっても同じ施設内で移動せずに、環境を変えずに過ごせるというすごくメリットはあるのですが、先生たちにとって随分悩むことが数々あるのですが、そういう課題点がクリアされてきているのかどうかということと、4月からスタートするにあたって、より良い方向に向いているのか、その辺を教えてください。

#### <吉岡子ども未来課長>

今の小中一貫のことにつきましては、幼稚園・保育所の現場でも、非常に重要なことと受け止めて学園の活動がスタートした時から取り組んできています。くしくも今回、幼稚園指導要領、認定こども園教育指導要領、それから保育指針が同時改訂されて、先ほどの松本総括からのご説明のとおり、共通する内容というのが示されています。

その中で、安達委員からご質問がありました、今年の4月から認定こども園に移行するにあたって、変わらないということと、課題をとということですが、変わらないというのは、今5つのこども園に関しては、認定に移行していない状態においても幼稚園籍と保育所籍が同居するということですので、日々の生活であったり、学習のプログラムであったり、新学習指導要領等には準拠はするのですが、生活状態という意味では認定こども園に移行したからものすごく保育時間が変わるとか、教育時間が変わるとか、そういうことではないということです。

課題としましては、今ご指摘のように、幼稚園籍で早く帰る子ども、幼稚園の預かり保育の子ども、それから、保育所籍の短時間、標準保育の子ども、五月雨式に帰って行くという、そういう午後の時間帯については、子どもに接する保育者の対応というのが、早く帰る子、次に帰る子という意味で、対応が変わってくるということはありません。なかなか全体でのミーティング時間が取れないとか、翌日の準備をする時間をどう取るのかという課題はありますが、再度申し上げますが、認定になったからと言って大きな時

間変更はないので、今までの課題をひとつずつクリアしていかなければならないという内容です。

最後に少し付け加えさせていただきますが、この学園活動において、幼稚園・保育所の現場においても、小学校との接続ということで、非常に意識が高まって参りました。保育所・幼稚園では、この小中一貫の学園単位では、5歳児、最終学年と言いますか、そこが対象になっていますので、学園会議等で小中学校の先生方と話す機会や、一緒に研修を受けさせていただく機会とか、非常に密接な関係ができていて、認識も管理職はもちろん、それぞれの教諭や保育士も高まってきています。保育所・幼稚園においては、5歳児が該当ですが、その担任はまた変わりますので、そういった取組は昨年度から、保幼小接続モデルプログラムというのも取組んでおり、徐々に高まってきていますので、そういうことを少し付け加えさせていただきます。

#### <安達委員>

是非とも、職員の質が高められるように、会議の時間を保障してもらったり、延長だと7時まで対応していて、それから次の日の教材の準備をしている職員もかなりいますので、そういうことも含めて、現場の声を聞いて、一生懸命やっている職員が報われると言うか、さらに高められるように、後押しをしてあげてほしいなと思っていますのでよろしくお願いします。

#### <久下委員>

学校教育の方の指導の重点ですが、7ページの中ほどの(2)の2段目の保育所・幼稚園の部分に取消し線が入っているのですが、これはわざと残して線を引いているのですか。

#### <松本総括指導主事>

これは消し忘れです。申し訳ないです。園と整理しなければならいところが、抜けているところですか。ありがとうございます。

#### <久下委員>

それから、教えてほしいのですが、この指導の重点を作っていくにあたって、先ほど3点の改正ポイントを伝えていただきました。新学習指導要領の移行期に入っていくことであるとか、先ほどの幼児教育のあたりのこととか、小中一貫教育の成果や課題を踏まえて作っているということですが、現状では、まだ学校評価も出てきていないという状況だと思いますし、2学期までの状況の中で概ね総括して次年度の計画を立てているということになるわけですね。

正直言って、私たちもいろいろと学校へ行かせていただいて大きな成果が見えてきています。総括がおっしゃったことが確かに見えるなという実感はしているのですが、そのあたりで、各学園からあがっているものではなくて、2学期末までの概ねの評価に基づいてこの指導の重点は作られているのでしょうか。

<松本総括指導主事>

はい。今全部をお示ししているわけではないのですが、小中一貫教育においては、各学園の担当校長と定期的な会議を開いて、各学園の成果・課題の交流を行っています。それから、2月の第1週を期限とし、各学園の本年度の成果・課題を含めた報告書の提出をいただいています。そうしたものを踏まえて、こちらとしてそういう成果・課題をこの時期の部分として評価させていただいて、こういうものに反映させていただいているということで、決してこちらが思ったとおりというわけではなく、各学園のそうした状況も、各町に担当指導主事をあてていますので、そうした担当指導主事が会議であげたものを集約したものも含めて、総合的に判断して成果・課題としています。

<久下委員>

わかりました。

次に、就学前教育のところです。「子ども」の言い方が、幼稚園は「幼児」ですよね、保育所は「子ども」、そしてこども園は「園児」とあります。保育所・幼稚園・認定こども園はまとめて「園」と表記する、と最初にあったのですが、やっぱりそれぞれの言い方で示されているからこういう表現になっているということですか。

<松本総括指導主事>

これは、先ほど言いました幼稚園教育要領であるとか、そういうものに準じていますし、保育所の子どもたちは子どもという表現をしていますので、それに準じた形にしているということです。これは他の校長先生方からも、統一してはどうかという話がありますが、今の段階では明確な区分がありますので、そうした区分にそって、このように意識的に文言整理をさせていただいているということです。

<久下委員>

少し違和感を感じましたので聞かせていただきました。

<松本総括指導主事>

そうですね。



〈野木委員〉

私は毎年指導の重点の時期になると、食育に関して質問させていただいています。今年もそうなのですが、議会を見ていると、各議員さんから食育の質問等が多くて、食育という分野が随分定着する中で、それぞれお考えが市民の中でもあります。そろそろ、1つの食育という項目を作られても良いのではないかと、そういう時期に当然入っているのだらうなと思っています。毎年そういうような質問とか意見を申し上げているのですが、是非、内容的には丹後学に入ったり、ここにある健康安全教室ということに括られるのですが、そろそろ食育という項目を作られたらどうかなというふうに感じました。

〈松本総括指導主事〉

昨年度もご意見をいただきながら反映させていないのが申し訳ないところですが、来年度特にというところは、言われるように食育もですし、新たな学習指導要領で言うとプログラム教育ということで、情報教育の中にそういう教育をとるか、それから中学校においては主権者教育をとるか、諸々の教育について本当に重要な部分がたくさんあり、なかなか全部を網羅するわけにはいかないということもありまして、重点的なものに絞って記載をさせていただいているということです。言われるとおり、こういう情勢と、より食の安全というところが強調されている現在ですので、今後検討はさせていただくことはお約束させていただこうと思っています。

〈野木委員〉

よろしくをお願いします。

もう1点よろしいでしょうか。社会教育指導の重点ですが、10ページの文化・芸術の振興のところですか。この分野に関しては、市民が主体的に活動をされているような部分があって、いろいろな補助で活動をされていると思うのですが、具体的に言うと、何か伝統的にやっている文化事業を、もうそこに支援をしないのだというような市の方から通達があったとか、そういうことをちょくちょく聞いたりします。そういうものがこの項目の中に入っているのかどうか。私の言っている意味合いが上手く伝わっているかわかりませんが、この部分は非常に市民の意見がダイレクトに入ってくる部分だと思うのです。例えば、秋の文化祭を各町でやっています。そういったものを捉えての提案なのですか。

〈吉田社会教育課長〉

10ページにも文化活動のことについてはありますように、市内にも文化協会をはじめ、文化についての活動をされている団体がありますので、そういったあたりは引き続き

き支援はさせていただくことにしています。今おっしゃいました文化祭につきましても、文化祭であったり舞台発表であったり、そういったものも文化協会の主催で各地域公民館等で実施をされていますが、その辺は教育委員会も一緒になって、人的な支援もさせてもらいながら、もちろん補助金も交付させていただいていますし、継続してそういった文化活動ができるようにということは考えています。

#### 〈野木委員〉

わかりにくい質問ですみませんでした。要するに、文化活動をしていくにあたって、予算がないということで、いろいろな補助が打ち切られていると聞きます。そういうことに対して、ずっと続けてきていた市民の皆さんが不満に思っている。補助を出してくださいとか、人的な支援だとか、どこにどう訴えれば良いかわからないとちよくちよく聞くものですから、そういったものが市民の声を上手く反映できるような形になれば良いなと思っています。

当然、市側としては、いろいろな手立てをしているというふうには思っておられると思うのですが、実は市民はそういうふうには捉えていないというところも多分にあるものですから、市民の声を常に聞くようなスタンスでお願いしたいと思っています。これは別に答えは良いです。

それと、生涯スポーツというのが新たに入って来て、教育委員会は大変だと思うのですが、スポーツ観光のまちづくりというものも新たに入って来ます。こういった分野こそ、いろいろな市民との連携が一番重要なことではないかと思えます。ですから、いろいろなプランを立てたり、方向性を示すにあたって、いろいろな団体や市民の意見をどんどん聞いて、また来年の重点項目の中に生かされるような形に仕向けてほしいなと思えます。まだ教育委員会として取組を始めたばかりの分野だと思えますので、そのあたりを、いわゆる市民の声を聞くということにしてほしいなと感じています。

#### 〈吉田社会教育課長〉

今回、組織改正の関係で、スポーツ観光につきましても教育委員会の方に入るということになるので、今回指導の重点の方にそういった部分を入れていきます。そういった中で、いろいろなスポーツ観光であったり、こちらで現在行っているスポーツ行事につきましても、各種団体とも連携をしながら、市民の方とも寄り添いながらしていかないといけないと思えますので、関係団体、特に体育協会やスポーツクラブ、そういったところとの連携や、地区等との連携も必要だと考えています。また、スポーツ推進審議会というものがあまして、市民の方や各団体の代表の方に出ていますので、そういった方の意見も聞かせてもらいながら、京丹後市のスポーツの推進に向けて頑張っていきたいと思えます。

<久下委員>

指導の重点の16ページ、情報教育の関係ですが、(3)の最後に、すべての小・中学校(低学年含む)としてありますが、道徳の教科書の方では、1年生からその学年に応じたような内容の、こういう関係のものが出ていたように思うのですが、わざわざ低学年を含むとしなくても、小・中学校全部で良いと思います。

<松本総括指導主事>

情報モラルのところですね。これはどういう意図かと申しますと、要はSNSとか、情報端末というところが、これまででしたら、小学校中学年までは所持があったということなのですけれども、さらに低年齢化してきていまして、これまで対象としていなかったような1、2年生で所持をしているケースが増えてきたりとか、3、4年で所持する子に対して低学年のうちから指導していくことが必要であるということですので、とりわけ低学年でも大事ですよということを強調する意味で入れさせていただいているのです。

<久下委員>

わかりました。わざわざ低学年を含むと書かなくても、小・中学校で全部含まれるのになと思いました。

それから、社会教育指導の重点の新旧対照表の方ですが、「はじめに」のところですか。私の受け止め方の問題かもわかりませんが、地域社会をめぐる環境は、というところがありますね、そのところで、このような状況は確かにあるなと思うのですが、「これまで地域で担ってきた地域課題を解決する機能の低下を招いている。」というような、断定的に言い切ってしまうと良いのか、私は少し引っかかっています。確かにそういう地域のつながりがなくなっている状況はあると思いますし、意識をもっと持っていないといけないということも訴えていってもらいたいとは思いますが、少し厳しい言い方かなというような思いがしました。

それから、対照表8ページの人権に関する学習の充実の(3)の最後の方です。「当事者の気持ちや思いを考える学習と交流機会の提供に努める。」とありますが、「当事者の気持ちや思いを考える学習」という表現も少し気になるなと思いました。

それから、13ページの生涯スポーツの推進の、(4)のところで、「健常者が障害者と一緒になって楽しめるスポーツの普及」という書き方がしてあるのですが、「障害者と健常者が一緒に楽しめるスポーツ」という方が良いように私は感じました。障害者が先に来た方が良くと思います。健常者が上に立っているような気がするのです、そういう目線が、先ほどの言い方もそんな感じがしたのです。

それと、文言のことなのですが、13ページのスポーツ競技力の向上のところで、「各種スポーツ団体と連携を強化し、競技人口の拡大とジュニア育成とあわせて」というあたりで、全部羅列がしてあるのですが、何か良い表現がないかなと思いながら見ていま

した。

〈吉岡教育長〉

今すぐ答えられなかったら修正等も検討するという事で良いですか。

〈久下委員〉

はい。

〈吉田社会教育課長〉

まず3ページの「これまで地域で担ってきた地域課題を解決する機能の低下を招いている。」については検討させていただきたいと思います。

8ページ(3)の「当事者の気持ちや思いを考える」についても、少し文言については検討させていただきます。

13ページの(4)の「障害者が健常者と一緒になって楽しめるスポーツ」の方が良いというご意見ですね。

〈久下委員〉

はい。それも検討ができればしてください。

〈吉田社会教育課長〉

現在、障害者の方を対象にしたスポーツというのは特に事業としては行っていないのですが、聴覚障害者の方と視覚障害者の方の研修会があって、その場で体を動かすようなことはしているのですが、スポーツということでは事業としては行っていません。一方で市の総合体育大会では、障害者の方が一緒に入れるようなことにはなっていないので、例えば障害者の方でもできるようなものが、いきなり総体に組み入れるということは難しいのですが、障害者の方を対象にしたスポーツに取り組んでいって、将来的には市の総合体育大会に障害者の方も一緒に参加できるような種目もできたら良いのかなと考えています。そういったあたりで(4)については書かせてもらっているのですが、文章については障害者を先に持っていくか、少し検討はさせていただきます。

〈野木委員〉

すみません。今の部分は、要はどちらが先か後かではなく、「健常者と障害者」がということで良いのではないですか。どちらが先でも良いのですけど。

<吉田社会教育課長>

「健常者と障害者が一緒になって」ということですね。

<野木委員>

それで良いのではないですか。

<久下委員>

その表現でいいと思います。

<吉田社会教育課長>

それと、13ページのスポーツ競技力向上の「各種スポーツ団体」からの表現ですが、この文章も検討させていただきます。

<吉岡教育長>

他はよろしいですか。

一部修正等が必要な部分についてはするということで、全体的なことについては採決を取りたいと思います。

それではお諮りを致します。

議案第5号「平成30年度「指導の重点」について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第6号「平成30年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題と

致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第6号「平成30年度全国学力・学習状況調査の実施について」説明をさせていただきます。

全国学力・学習状況調査は平成19年度から実施されていますが、平成22年度から24年度は全ての小中学校ではなく、国においては抽出校の調査となっておりました。平成26年度から再び全校調査となって現在に至っていますが、京丹後市では、国の抽出校方式の時も、それぞれの学校の課題を整理し、学校で重点をおいて取り組んできたことの結果把握等を行うためには、全小中学校を実施する必要があることから、市の費用において、抽出校以外の学校も実施することとし、全校調査を行ってきています。

平成29年度調査では、調査結果の個票データ等を大学等の研究者や国等の行政機関の職員に貸与すること。従来から公表している都道府県に加え、指定都市の調査結果を文部科学省が発表すること。小学校調査の結果を中学校に送付できること。保護者に対する調査を実施すること。調査の対象に公立大学法人が設置する学校を追加すること。という5点が、29年度は変更されています。

平成30年度調査では、それにまた2つ、新たに變更して実施することと予定されています。1つめは、教科に関する調査の資料に、国語、算数・数学に加えて理科を実施することに伴う事項の追加。2つめとして、中学校の英語予備調査を実施すること。を平成30年度で予定をしています。

30年度については、別紙実施要領のとおり行うことにして、対象科目については、小学校6年生は国語と算数と理科、中学校3年生は国語と数学と理科というふうになって、京丹後市においても全児童生徒を対象として実施する調査に参加することとします。

30年度の実施日については、児童生徒に対するものは4月17日火曜日、学校に対するものは4月に実施するものとされています。

また、今年から行われる英語予備調査は、平成31年度の全面実施に向けて、調査の確実かつ円滑な実施ができることを目的に、文部科学省が抽出した中学校の3年生を対象として行われるもので、「書くこと」「読むこと」「話すこと」「聞くこと」を問う問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」を問う問題の回答は原則として口述式によるものとしています。市内の中学校が抽出された場合、調査の実施は、5月1日(火)から5月31日(木)の1カ月の期間中に、学校が実施可能な1日という形になっています。

なお、調査は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17項の規定により教育委員会の職務権限とされており、市教育委員会の判断において市全体の結果、また学校ごとの結果について公表を行うことと、学校に対し公表するよう指示することが

可能となっていますが、京丹後市では、市全体の数値と分析結果、また今後の改善方策も併せて、市の広報よって公表しています。

この公表に係る点について、30年度の取扱いについては、基本的には本年度と同様にしたいと考えていますが、他市の状況等も踏まえ、改めて教育委員会議で審議いただきたくこととしていまして、本日の委員会においては平成30年度全国学力・学習状況調査の参加についてのみ、ご審議いただきたいと思えます。

以上、よろしくお願ひ致します。

<吉岡教育長>

議案第6号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

私から良いですか。英語をするかどうか、京丹後市の学校が抽出されるかというのはいつわかるのですか。まだ示されていないのですか。

とりあえず今日は、調査をすることに同意するかを確認していただきたいと思えますし、これについてはまた改めてその時に議案を出させていただきたいと思えます。

それと気になるのが、英語が抽出調査なので、公表の仕方をどうするかということですね。ある学校が調査された時に、それは京丹後市全体の学力ではないですからね。またその時に、その部分については検討させていただくことにさせていただいて、本日は、その調査に参加することに承認していただくかだけを議案とさせていただいています。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第6号「平成30年度全国学力・学習状況調査の実施について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第7号及び第8号の2議案は、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、

関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第7号「京丹後市奨学金条例の一部改正について」、議案第8号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第7号と第8号について一括して説明をさせていただきます。

はじめに、改正に至った経緯から申し上げます。京丹後市給付奨学金につきましては、平成16年度の創設以来、経済的理由により修学困難な高校生・大学生等に対し奨学金の給付をしてまいりましたが、制度創設時と比較して、高校生に対する国・府の支援制度が充実してきていることもあり、今回、給付奨学金制度の見直しを行うこととしています。

制度改正の内容としましては、給付対象者から「高校生等」を外して、「大学生等」のみとしたこと、経済的理由の基準を「市民税所得割非課税世帯」としたこと、給付額を「高校生等月額5,000円、大学生等月額10,000円」としていたところを「市民税非課税世帯月額12,000円、所得割非課税世帯10,000円」として、大学生等に支援をしていく制度にしたものです。

それでは、議案第7号「京丹後市奨学金条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

条例では、給付対象者の改正ということがあがっています。

新旧対照表をご覧ください。第2条第1号の「学校」という定義を「大学等」の定義とし、改正案では「大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）をいう。」とし、同条第2号を削除し、「第3号」を「第2号」に繰り上げを行います。

次に奨学金の種類を規定している第3条ですが、第1項第1号の給付奨学金の「学校」を「大学等」に変更し、同項第2号の貸付奨学金の大学等のあとに「(大学院を除く。以下この号において同じ。)」を加えます。同じ号のイ中の大学等のあとにある「高等専門学校に在学する者を除く」という()書きを削除して、進学しようとする者の後に加えることとします。施行期日については、附則で平成30年4月1日からとしています。



続いて、議案第8号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

議案第7号で提案しました条例の改正に伴い、その整合性を図るものと、規則で定めている経済的理由の基準と、給付額の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

まず目次中、第1章総則の「第3」条を「第2条」に、第2章給付奨学金の「第4条」を「第3条」に改めます。

次に第2条の次に「第2章 給付奨学金」という章名を加えます。

次に、改正前の経済的理由の基準ですが、給付奨学金と貸付奨学金は同じ基準としていましたが、今回の改正で、別々の基準となるため、給付、貸付とそれぞれに基準を規定することになります。

そこで、第3条の見出し中「経済的理由の基準」を「給付奨学金の経済的理由の基準」に改めまして、第3条を次のように改めます。「条例第5条第3号の規則で定める基準のうち給付奨学金の経済的理由の基準は、生計維持者（父母又はこれに代わる生計を一にする親族をいう。以下同じ。）の当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税である世帯とする。」に改めます。

その下にある第2章給付奨学金は削ります。

給付奨学金の金額についての第4条は次のように改めます。

第1号は「前条のうち市民税非課税世帯に属する大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）をいう。以下この章において同じ。）に在学する者 月額12,000円。」

第2号 「前条のうち市民税の所得割が非課税世帯に属する大学等に在学する者 月額 10,000円と改めます。」

以上、第4条では条例で「高校等」に該当する学校を削除しましたので、規則も同様に削除し、給付額を増額しています。

第5条中「高等学校等、大学等及び大学院」を「大学等」に改めます。

第10条第2号中「転校」を「転学」に改めます。

第13条の前に、「(貸付奨学金の経済的理由の基準)」を加えて、「条例第5条第3号の規則で定める基準のうち貸付奨学金の経済的理由の基準は、生計維持者の当該年度に納付すべき市民税の所得割額が、京都府高等学校等修学資金貸与実施要項の基準のおおむね8割以下とする。」とします。給付奨学金の経済的理由と異なるため、第3章の冒頭で規定し、改正前の「第13条」は「第13条の2」と改めます。

第14条は、大学等のあとに「(大学院を除く。以下この章において同じ。)」を加えます。

第21条は、「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、第26条は文言修正をしています。

以下は、今回の改正に伴う様式の改正と、文言等を修正しています。

なお、今回の制度改正については、京丹後市奨学金選考・検討委員会で意見をいただき、提案をさせていただいております。議案第7号で提案の条例については、本日承認いただきましたら3月議会に上程をさせていただくこととします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第7号「京丹後市奨学金条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

暫時休憩します。

－休憩中－

<吉岡教育長>

休憩を閉じ、再開します。

何かご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第8号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第7号「京丹後市奨学金条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第8号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第9号及び第10号の2議案は、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

ご異議なしと認めます。よって議案第9号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第10号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」の2

議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第9号と第10号についても一括して説明をさせていただきます。

最初に、議案第9号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、平成30年4月に、新山小学校と丹波小学校を再配置し、新山小学校を拠点校として新しいひらがなの「しんざん小学校」をスタートするにあたり、閉校となります丹波小学校の屋内運動場と屋外運動場を当面の間社会体育施設として有効活用を図るため所要の改正を行い、あわせて、京丹後市郷体育館及び京丹後市郷グラウンドの住所について、旧郷小学校の番地を引きついでいたしましたが、郷土資料館として活用するにあたり、番地の確認をしたところ誤りがありましたので、修正をする改正を行うものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条の表で社会体育施設の名称と位置を規定していますが、京丹後市いさなごコートの下に「京丹後市丹波体育館 京丹後市峰山町丹波560番地」と、「京丹後市丹波グラウンド 京丹後市峰山町丹波560番地の2」を加え、同表の京丹後市郷体育館と京丹後市郷グラウンドの項中「48番地」を「55番地」に改めるものです。

別表の第5号の京丹後市いさなごコートの下に第6号として「京丹後市丹波体育館」、第7号として「京丹後市丹波グラウンド」について、使用料の金額を改正案のとおり追加し、従来の第6号であった京丹後市大宮自然運動公園以降は2号ずつ繰り下げる形となっています。

施行期日については、附則で平成30年4月1日からとしています。

続いて、議案第10号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

先ほどの議案第9号で提案しました京丹後市丹波体育館と京丹後市丹波グラウンドの追加に伴って、利用時間を規定しています第3条の第6号と第7号に改正案のとおり、追加を行うものです。

施行期日については、条例に合わせ平成30年4月1日としています。

なお、議案第9号で提案の条例については、本日承認いただきましたら3月議会に上程をさせていただくこととします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

ただ今、条例並びに規則の一部改正について、2議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第9号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

郷体育館の番地が違っていたということですが、今までの「48番地」というのは別のところだったということですか。

〈横島教育次長〉

今回整理をする時に、再度地番の方を確認しますと、従来から学校で引き継いでいました「48番地」というのは、今の郷小学校が建つ前の小学校があったと思われる、もっと府道沿いのところに48番地という番地が、離れたところがありまして、たぶん、現在地の学校になる前の学校の地番を訂正することなくそのまま引き継いで48という番地が付いていましたので、今回、資料館の関係で底地をきっちり確認をした時に、ここは「55番地」の方が正しいということがわかったのです。もともとこれは、丹波小学校の屋内・屋外運動場を社会体育施設に改正するのが趣旨なのですが、間違いがわかった段階であわせて修正をさせていただいたということですか。

〈野木委員〉

固定資産税とか、税的な部分は問題になっていることはないですか。

〈吉岡教育長〉

48番地の方はもともとなっているのかかかっていない可能性があるけど、55番地の方はどうでしょう。両方とも市の土地ですか。

〈岡野教育総務課長〉

はい。

〈吉岡教育長〉

それなら税はかかっていないですね。48番地もも55番地も両方とも市の土地で、ただ単に間違っていたなら税金は関係ないですね。

<岡野教育総務課長>

48番地がなかったという話でした。調べても出てこないということでした。

<吉岡教育長>

その地番がないということですか。55番地はもともと市の土地ですか。

<岡野教育総務課長>

そうです。学校用地です。

<吉岡教育長>

それなら税金は関係ないです。

<野木委員>

そうですね。

<吉岡教育長>

次に、議案第10号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは全体をとおして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第9号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第10号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第11号及び第12号の2議案は、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

ご異議なしと認めます。よって議案第11号「京丹後市立資料館条例の一部改正について」、議案第12号「京丹後市立資料館条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

こちらに関連がありますので一括説明をさせていただきます。

最初に、議案第11号「京丹後市立資料館条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

京丹後市立資料館のうち、網野町木津地内に所在する網野郷土資料館は民俗資料の展示を行っていますが、建物の著しい老朽化に伴い、旧郷小学校へ移転することとしたため、本条例に規定する施設の名称及び位置について所要の改正を行うものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条の表で資料館の名称と位置を規定していますが、名称を「京丹後市立網野郷土資料館」を「京丹後市立郷土資料館」、位置を「京丹後市網野町木津823番地」を「京丹後市網野町郷55番地」に改めるものです。

第5条の（施設）第1号の「京丹後市立網野郷土資料館」を「京丹後市立郷土資料館」に改め、別表の「網野郷土資料館入館料」を「郷土資料館入館料」に改めるものです。

施行期日については、附則で平成30年4月1日からとしています。

続いて、議案第12号「京丹後市立資料館条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

議案第11号で提案しました京丹後市立網野郷土資料館の名称と位置変更に伴い、所要の改正を行うとともに、あわせて文言整理を行うものです。

第2条休館日の第1号の「京丹後市立網野郷土資料館」を「京丹後市立郷土資料館」に改めます。また、そのあとに出てくる「館長」を「教育長」に改めるものです。

また、様式第1号にある「網野郷土資料館」を「郷土資料館」に改めます。

施行期日については、条例に合わせ平成30年4月1日とします。

なお、議案第11号で提案の条例については、本日承認いただきましたら3月議会上程をさせていただくこととします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第11号「京丹後市立資料館条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。



<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第12号「京丹後市立資料館条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは全体をとおして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第11号「京丹後市立資料館条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第12号「京丹後市立資料館条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第13号及び第14号の2議案は、幼稚園、こども園に関する規則改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

ご異議なしと認めます。よって議案第13号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」、議案第14号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<吉岡子ども未来課長>

議案第13号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」、議案第14号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」ご説明させていただきます。いずれも、幼稚園、認定こども園の休業日について、小中学校に合わせるための規則の改正をするものです。

まず、議案第13号の新旧対照表をご覧ください。

幼稚園条例施行規則では第6条で休業日を定めており、第4号で夏季休業日を7月21日から8月31日までとしているものを、「8月28日まで」に改めるものです。第5号では、冬季休業日を12月25日から翌年1月7日までとしているものを、「1月6日まで」とするものです。これにより、いわゆる夏休みは3日間、冬休みは1日短くなるということです。利用者の視点からすると、幼稚園籍の子どもについては幼稚園に預ける期間が長くなり、住民サービスの低下につながるということはありませんので、改正させていただきます。

なお、附則にて、平成30年4月1日から施行するとしています。

次に、議案第14号についてご説明を致します。こちらも新旧対照表をご覧ください。

同じく第6条で休業日等を定めていますが、第2項では1号認定児、いわゆる幼稚園児に関わる休業日を定めています。その第2項第3号で夏季休業日を7月21日から8月31日までとしているものを、改正案では「8月28日まで」とし、第4号では冬季休業日を12月25日から翌年の1月7日までとしていたものを、「1月6日まで」に改めるものです。

なお、こちらも附則として平成30年4月1日からの施行としています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

ただ今、規則の一部改正につきまして、2議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第13号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第14号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

暫時休憩させていただきます。

－休憩中－

<吉岡教育長>

休憩を閉じ、再開します。

それでは全体をとおして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第13号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第14号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第15号「京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題と致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第15号「京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、京都府北部地域の5市2町が地方創生の戦略として京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言に基づいて、連携と協力によって役割分担と機能強化を図り、京都府北部が一つの経済・生活圏を形成し、「圏域全体における地域循環型の経済成長」や「生活関連機能の向上」等に協働・連携して取り組むこととしています。そして、都会にはない豊かで文化的な生活環境を有する30万人連携都市圏を実現するために、7つの重点プロジェクトに取り組むこととしています。そのうちの、行政サービスシームレス化プロジェクトの一つとして公共施設の相互利用があげられ、今回、図書館の利用券発行の対象者を5市2町の住民に拡大することとなったため、所要の改正を行うとともに、文言整理を合わせて行うものです。

新旧対照表の方で説明させていただきますのでご覧ください。

第14条の3号、改正前は「京丹後市と豊岡市との」が付いていますが、ここを削除し、「図書館等相互利用に関する協定書に規定する相互利用の対象者」というふうに整理をさせていただきます。

続いて、その下に改正として、4号「京都府北部地域連携都市圏の構成自治体に住所を有する者」を加えて、現状では4号で「前3号」というところを一つずらして、5号で「第4号に掲げる者のほか、館長が特に適当と認める者」と改正をさせていただきますと考えています。

また、その下にあります、現状で「あみの図書館長」という部分は、「京丹後市立図書館長」というふうに、1号様式で改め、2号様式の方も「あみの図書館長」という部分を「京丹後市立図書館長」というふうに整理をさせていただきますと思っています。

最後に、附則で、施行期日については、平成30年4月1日からしていますが、様式第1号と第2号の改正については交付の日から施行するとしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第15号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<久下委員>

5市2町はどこどこですか。

<吉田社会教育課長>

はい。京丹後市のほか、福知山、舞鶴、綾部、宮津市、与謝野町、伊根町、ということで、7市町ということになります。

<久下委員>

豊岡市は入らないということですね。京都北部の地域連携ですものね。

<吉田社会教育課長>

豊岡市につきましては、先ほどありましたように、現在図書館等の相互利用ということで協定を結んでいまして、(3)に該当します。今の7市町は(4)の京都府北部地域連携都市圏の構成自治体ということになります。

<野木委員>

今、3項の方に豊岡が入るという説明がありましたが、その相互利用の対象者というのは、豊岡市以外にもあるのですか。

<吉田社会教育課長>

現在は豊岡市のみです。京丹後市の図書館カードを持っていれば、現在豊岡の図書館でも、そこでまた登録をして借りることができることになっています。

<野木委員>

わかりました。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第15号「京丹後市立図書館条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第16号「京丹後市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の廃止について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<吉岡子ども未来課長>

議案第16号「京丹後市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の廃止について」ご説明させていただきます。

国が示す放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施するにあたり、その運営方法等を検討するため、運営委員会を設置したが、一定整理ができましたので要綱を廃止とするというものです。

資料の2ページ目に、京丹後市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱を付けさせていただきます。放課後子ども教室については、平成27年度から始まった、子ども・子育て支援法に基づく一つのメニューとして、また、放課後子ども総合プランの一つとして位置付けられており、京丹後市では子ども・子育て支援事業計画にも盛り込み、平成27年度に、京丹後市放課後子ども総合プラン行動計画編として策定致しました。

実際の事業は、平成27年度までの準備期間を経て、平成28年度から網野地域で開始し、具体的には網野北小・網野南小の空き教室の一部をお借りして開始致しました。

これらの計画を策定、実施するにあたり、放課後子ども総合プラン運営委員会を設置し、メンバーは、今ご覧いただいております議案書にありますとおり、第3条組織としまして、「委員は15人以内をもって組織する。」ということで、第2項の(1)社会教育関係者、以下(9)まで、このような、それぞれの関係団体等の中から出ていただきまして、現在12名でお世話になっています。

しかし、京丹後市では、これらの役職だけではなく、同じ方が多くの役職を兼ねておられ、負担が重いということ、それから経費的な節減などのために、委員会等の見直しをするということになりまして、このプラン運営委員会につきましても、一定軌道に乗ったことに加え、上位組織であります「子ども未来まちづくり審議会」で包括し、代理していただけることから、このプラン運営委員会については廃止をさせていただくことになりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第16号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈安達委員〉

放課後教室の検証、評価について、私は勉強不足でわかりませんので、教えてください。

〈吉岡子ども未来課長〉

平成28年度は2学期、9月からスタートして、29年度は2年目になりまして、その事業につきましても、他の幼稚園・保育所の事業とか、皆様方にもお配りをさせていただいていると思いますが、京丹後市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられていまして、その別冊としまして、あとで追加で策定したものが子ども総合プランの行動計画編で、この中に放課後子ども教室というものが位置付けられています。

この事業につきましても、毎年度検証するというようになっていまして、子ども未来まちづくり審議会でその進捗状況を検証していただきます。ついこの間、1月にも平成29年度の第2回目子ども未来まちづくり審議会におきまして、ご説明させていただきました内容を簡単にご説明させていただきます。

放課後子ども教室というのは、小学校等の空き教室を活用して、子どもの放課後の居場所づくりということで提供させていただくわけですが、週1回の開催にしています。具体的には水曜日の午後で、水曜日は先生方が職員会議をされることが多く、少し下校が早いので、その時間を活用して提供しています。放課後児童クラブというものがありますが、こちらは、月曜日から土曜日までやっているということで、放課後子ども教室が居場所づくりなのに対して、放課後児童クラブは就労支援という役割があって、内容が違うということです。

戻りまして、放課後子ども教室の実施状況ですが、平成29年12月までの状況ですが、週1回で年間41回開いています。開催場所は、現在のところは網野南小と北小の2箇所ですが、内容的には自主学習、宿題をしていただく時間を設けるということで、宿題の指導まではしないのですが、体験活動として文化、スポーツ、遊び、交流活動といったものをさせていただいています。

登録児童は、網野北小が21人、網野南小が53人ということで、南小の方が少し登録は多くなっています。

支援員さんというのをお願いしてまして、どちらも1日あたり平均で8人ずつ、週1回ではありますが、出ていただいています。内容的には、例えば新聞紙でかぶとを作ったり、バドミントンなどを体育館でやったり、けん玉とかこま回しをしたり、そういうような内容です。以上です。



#### <安達委員>

ありがとうございます。今の子どもたちは本当に居場所がなくて、学校から帰って水曜日の午後、網野では子どもの居場所ができて良いなと思いますが、他の町では帰った子どもたちが何をして過ごしているのか。近所に場所がない、人がいない、そのためみんな家の中でゲームをしているのが現状です。外へ行っても誰もいない。以前でしたら小学校のグラウンドが開いていて、行ったら誰かがいたから一緒に体を動かして遊んだりしていました。でも今は、海部小学校は放課後児童クラブになっているので入れないし、本当に、今の子どもは運動能力が落ちてきたなと思います。じっとしている子が多いです。道で遊ぶわけにもいかないし、凧揚げする場所もないしということです。

子ども未来まちづくり審議会の方で引き継いでもらえると思いますが、この放課後子ども教室が、少しでも広がっていけば良いなという思いでいます。

以前佐濃小の水曜日の午後に、お父さんお母さんがボランティアで場所を借りて、子どもが誰でも行っても良いという形で、保育所の子どもは親が連れて行き、小学校の子は自由に行き、グラウンドと体育館を貸してもらって、そこで自由に遊ぶ。もうその場所の提供だけでも、人が集まる場所があるだけでも、子どもって何か楽しそうで、良かったなと思いました。2、3回私も行かせていただいたのですが、やはり、見ていないところで子どもがちょっと悪さをしました。体育館の中の大事なものを壊してしまったという事件が起きて、行った者全員で弁償しようということになって、そしたら途端にその場所も消えてしまいました。そして行く場所がなくなって、今までは水曜日の午後はそこに行けると楽しみにしていたのが、今はなくなってしまい、各自それぞれの家でじっとして遊んでいるというような状態です。

居場所づくりってすごく大事だなと思うので、これからも引き続き、場所の提供があったら良いなと思います。何かを集めてするのではなくて、場所が学校の校庭であるとか、そこへ行ったら誰かがいるという場所があれば良いと思います。

安全面に関して怪我をしたら困るから閉じるといって小学校がみんな閉じていた時期がありました。それで、みんな遊び場がないと言って、安全会が放課後の遊びで怪我をした時に補償してもらえとか、そういうことができたら良いなとか、ボランティアで誰か一人注意してくれる人がいても良いかなとか、そういうことで、もうちょっと外へ出て遊んでほしいということがありますので、この会がなくなってもこの事業を継続してほしいと思います。お願いします。

#### <吉岡子ども未来課長>

非常に示唆に富んだご指摘だということで受け止めさせていただきます。

今回ご説明させていただきました、放課後子ども総合プラン運営委員会が関わっております放課後子ども教室については、今ご指摘のように2箇所ですが、その他、教育委員会が関係しています事業としましては、学校教育課所管の「わくわく自習室」であったり、社会教育課所管の「地域子ども教室」であったり、その他、それぞれの地域で福祉委員さんやいろいろな方に取組んでいただいております、放課後だけではなく土日も含め

て子どもの居場所づくり等の取組をしていただいていると思います。それは大事なことだと思います。

この放課後子ども教室の評価、検証に関して追加で説明させていただきますが、ボランティアベースでお世話になっていきますので、大変だろうなと思っているのですが、関わっていただいている皆さんも生き生きとしていて、私の私見かも知れませんが、忙しい中にも時間を割いてやっていただいている方々も、非常にいきいきとされていますので、市が仕組みを作って予算を組んでやるというのはなかなか大変なことなのですが、そういう取組が大事だということは受け止めさせていただきたいと思っています。以上です。

#### <松本学校教育課長>

今、子ども未来課長の方から学校教育の側面ということが出ましたので、現状と今の評価、課題も含めて、学校教育が今やっているスタンスでご報告したいと思っています。

学校教育課では、25年度からでしたか、26年度からでしたか、放課後わくわく自習室というものを地域に委託をして実施しています。今ありましたように、子どもの居場所づくりということで、やはり水曜日の午後の課題ということのを学校と共有もしながら、なんとか子どもの居場所をつくっていかうということで、これはもう学校教育の側面でやっています。

現在、宇川と奥大野、あと佐野甲、この地域に地区委託ということで、地域に人材を掘り起こしていただいて、地域の方と一緒に子どもたちの居場所をつくっていただくというふうなスタンスでやっているところです。

教育委員会の中で、子ども未来課、あと社会教育課の方にもそういう子ども教室的なものを持ってまして、教育委員会の中で一定整理も必要だなというようなことで、今連携をして整理もしているところです。

どういふ子どもの居場所が必要なかというふうなところで、やはり地域によって事情も異なるので、そういう方がおられるところはすごく地域と連携して居場所ができあがっていますし、宇川なんかはお年寄りさんが集まる場所に子どもさんに行ってもらって、行ったらお年寄りさんがたくさんおられるということで、非常にすごくマッチングしたような形で居場所ができあがっています。やはり特定のものだけではなくて、それぞれの地域に応じたような子どもの居場所のあり方をつくっていくようなスタンスでないと、現実的にはなかなか難しいのかなというような課題をもっていますのと、先ほども言いましたように、予算計上する中で、教育委員会としてどういふスタンスで今後そういう居場所をつくっていくかというの、今、課が連携して部局の中で協議をしているところですので、現状の方をご報告させていただきます。

#### <吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第16号「京丹後市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の廃止について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第17号「「赤ちゃんもいっしょ ひなまつりコンサート」の開催に係る共催について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第17号「「赤ちゃんもいっしょ ひなまつりコンサート」の開催に係る共催について」説明をさせていただきます。

この事業は、赤ちゃんと一緒にコンサートを楽しんでもらえる機会を提供することにより、子育てに頑張っているお母さんたちに情緒豊かな時間を赤ちゃんと一緒に過ごしてもらうことを目的に開催するものです。同時にお母さん同士が子育てに関する思いを交流するため、交流広場も開催されます。

内容はバイオリンとピアノのコンサートと子育ておしゃべり会を予定されています。

日時は、平成30年3月2日（金）午前10時から11時30分まで、会場はアグリセンター大宮 多目的ホールで、入場料は無料となっています。

主催は京都生協京丹後エリア会・京丹後市教育委員会、協力 京丹後市家庭教育支援チーム子育てサポーター、申請者は京都生活協同組合 両丹ブロック事務局 事務局長 道下 保夫 氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

〈吉岡教育長〉

議案第17号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第17号「赤ちゃんもいっしょ ひなまつりコンサート」の開催に係る共催について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

<松本総括指導主事>

すみません。補足でよろしいでしょうか。

議案第6号「平成30年度全国学力・学習状況調査の実施について」の訂正と補足をさせていただきます。

先ほどありましたように、平成30年度は中学3年生に英語の予備調査が実施されるということになっていまして、先ほど抽出という話をさせていただきました。抽出であることには間違いはないのですが、京都府丹後教育局に確認したところ、抽出市町村ということになって、結果として抽出された市町村の全ての中学3年生が実施ということになります。もし京丹後市が抽出されれば6校全てが抽出校という形で実施されるということになる予定だったようですが、補足としまして、12月時点で通知がない市町村については抽出校でないということになりますので、本市は12月時点で通知が来ていませんので抽出市町村としては当たっていないということがわかりましたので、訂正させていただきます。

<吉岡教育長>

それでは英語はないということで訂正をさせていただいて、承認に代えさせていただきます。

きたいと思います。

<吉岡教育長>

全体をとおして、何かありませんか。

続いて4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願い致します。

(1) 諸報告

<横島教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る1月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

① 2月学校行事予定について

② 2月幼稚園保育所行事予定について

<教育総務課>

① 連絡事項(2月・3月・4月会議等日程(予定)について)

<吉岡教育長>

全体をとおして、何かご質問等がありますか。

<吉岡教育長>

以上で第2回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。

<閉会 午後12時00分>

[ 2月臨時会 平成30年2月19日(月) 午前9時30分から ]

[ 3月定例会 平成30年3月 2日(金) 午前9時30分から ]